

事故分析結果等の公表について

1. 公表の目的

能登町介護保険サービス事業者における事故発生時の取扱いに関する要綱第8条の規定により、下記のとおり、事業者から提供された事故報告や事故の対応の好事例の紹介、または事故の分析結果等を公表することで、今後の事業者の介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上の一助となることを目的とします。

2. 公表内容

(1) 公表対象事業所 事故報告を提供した町内事業所、又は保険者が能登町である被保険者が利用する町外事業所

(2) 公表対象件数 180件

(3) 公表対象事例 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに報告があったもの

※提供された報告を一部変更、又は省略した表現としている場合があります。